

ジンバブエにおけるロックダウンの実施と禁止事項等について（3月30日）

3月27日夜、ムナンガグワ大統領は、新型コロナウイルス感染症対策として、30日（月曜日）から21日間、外出を禁止する等と発表しました。

詳細は次のとおりです。

■禁止事項等の概要

国家封鎖と集会の禁止

〈国家封鎖〉

1.

(1) 3月30日から4月19日までの21日間

(a) 何人も、以下の例外の場合を除き、自宅からの外出禁止とする。

以下の i、ii、iv の場合において1家庭から外出する人数は1人を超えてはならない。

(i) 自宅から半径5kmを超えない範囲における食料や燃料などの必需品の購入

(ii) 自宅から半径5kmを超えない範囲における医薬品の購入

(iii) 必要な（essential）な仕事に就いている場合の職場との往復

(iv) 自宅から半径5kmを超えない範囲において、本人、親族または面倒を見る義務のある人が医療支援を受ける場合

(v) 上記(i)、(ii)及び(iv)の目的のために、親族や面倒を見る義務のある人の自宅へ行く場合

(vi) 外交団の職場への往復

(vii) 外交団の本国の市民、居住者または保護対象に該当する者がその外交団においてサービスや支援を受ける目的で移動すること

(b) 全てのレストランは閉鎖する。

(i) ホテルに併設されたレストランを除く。

(ii) 国家封鎖対象外の人が持ち帰りとする場合（アルコールは販売されない）

(c) 以下を除き全ての事業所は閉鎖される。

(i) 薬局

(ii) 研究所（ラボ）

(iii) 銀行

(iv) 支払い、送金サービス

(v) スーパー及び食品小売店

(vi) 燃料販売所

(vii) 医療提供所

(viii) 必要な仕事に就いているスタッフの移動、傷病者の搬送、水や食料、燃料、生活必需品、

COVID-19 対策に必要な医療用品、その他の医療用品に係る輸送手段

(上記のリストは単なる例示であり、“必要なサービス (essential service)” の定義範囲を限定するものではない。)

ただし、製造業や継続的なプロセスを必要とする事業は、そのメンテナンスに必要な最低限のスタッフが事業を行うことが条件となる。

(d) 全ての政府機関は、省や機関の責任者が指示する場合を除き閉鎖される。

(e) COVID-19 対策で有益な医療訓練や医療研究を行う機関を除く全ての学校や教育機関は閉鎖される。

(f) 必要なサービスに従事するスタッフの移動や傷病人の搬送、4(1)(a)(vi) または (vii) に該当する人の輸送、水や食料、燃料、生活必需品、COVID-19 対策に必要な医療用品、その他の医療用品の運搬、警察、軍及びその他の執行官の移送を除き、あらゆる都市間移動は禁止される。

(2) 都市内又は都市間の輸送手段は以下に制限される。

(a) ZUPCO

(b) 公共サービス協会、警察、軍及び市民保護当局によって運営される乗り合いバス及び他の旅客サービス

(c) 必要なサービスに従事するスタッフの移動や傷病人の搬送、水や食料、燃料、生活必需品、COVID-19 対策に必要な医療用品、その他の医療用品の運搬を目的とした地方自治体によって運営またはチャーターされる乗り合いバス及び他の旅客サービス

(3) 何人も自宅外で発見された場合には、執行官が納得するように、(1) に挙げられているいずれかに該当しているか明らかに例外的な状況で行動していることを証明する必要がある。

(4) 上記 (1) または (2) に違反したものは、レベル 12 を超えない範囲での罰金または 1 年未満の懲役またはその両方が課せられる。

(5) 上記 (1) で挙げられている例外のいずれにも該当しないで国家封鎖に違反していることが判明した人については、

(a) 起訴され、出廷のために召還されることが通知され、また、直ちに帰宅するよう命令され、執行官の同行が認められる。

(b) 直ちに帰宅することを拒否する、家がない、自宅から半径 5km 圏外にいるという理由で直ちに帰宅することができない(運転手や乗客である場合には自宅から 20km 圏内)場合には、拘留、隔離、検疫のいずれかからの脱走として扱われ、従って、逮捕状無しに逮捕され、主要な規則に基づく拘留、隔離、検疫が課される。

〈集会の禁止〉

2.

(1) [2020年3月30日から4月19日までの21日間](#)、以下の場合を除いて公共の場において2人以上の集会を行ってはならない。

(a) 4.(2) で言及している輸送サービスを利用する目的で立ち寄る場所での集まり。ただし、

一度に集まる人数は 50 人以下でなければならず、各人が社会的距離を取らなければならない。

(b) 葬儀のための集まり。ただし、一度に集まる人数は 50 人以下でなければならず、各人が社会的距離を取らなければならない。

(c) 輸送サービス車両で移動する人。ただし、車内において社会的距離を取ることが可能であり、各人が社会的距離を取ることに従わなければならない。

(d) 生活必需品購入の為にスーパーや食品小売店に集まる人。ただし、各人が社会的距離を取らなければならない。

(e) 病院や医療機関に集まる人。ただし、各人が社会的距離を取らなければならない（フェイスマスクを着用している医療機関スタッフは除く）。

(f) 調剤薬局に集まる人。ただし、各人が社会的距離を取らなければならない。

(g) 必要なサービス (essential service) を目的に集まった人。ただし、各人が社会的距離を取らなければならない。

(2) 上記 (1) に違反して集会が行われた場合、執行官は、

(a) 集会にいる者（上記(1)(d), (e), (f) または (g) 以外）に対し、直ちに散会することを命じる。

(b) 上記(1)(d), (e), (f) または (g) で言及する集会にいる者に対し、社会的距離を取るよう命じる（フェイスマスク及び手袋を着用しているスタッフがやむを得ない状況で他者と 1m 未満の距離にいる場合を除く）。

(c) 上記 (a) の命令後、散会を拒否した場合には、（刑事訴訟法及び証拠法の対象となる）逮捕及び拘留を含む適切な措置をとることができる。

(3) 集会に参加する者や招集する者で、

(a) 上記 (1) の観点から集会が禁止されていることを知った上で参加するまたは招集する。または、

(b) 上記 (2) (a) の観点から散会を命じられた後、散会を拒否する。または、

(c) 上記 (2) (b) の観点から社会的距離を取るよう命じられた後、社会的距離を取ることを拒否する者は、

有罪となり、レベル 12 を超えない範囲での罰金または 1 年未満の懲役またはその両方が科せられる。

国境閉鎖規則

〈在住許可証の自動更新〉

3. 入国管理法に関わらず、閉鎖期間中は外交、居住、就労の査証は自動的に更新される。

〈空港の閉鎖と航空輸送の制限〉

4.

(1) 期間は 3 月 30 日から 4 月 19 日までで、次の空港は除く。

- (A) ロバートムガベ国際空港（ハラレ空港）
- (B) ジョシュア ムクワブコ ンコモ国際空港（ブラワヨ空港）
- (C) ビクトリアフォールズ空港

(2) 航空輸送は次の場合を除きすべて禁止される。

商業的、私的、チャーター等にかかわらず、必須サービスのためのスタッフの輸送、病院およびその他の医療提供者への病人の輸送、セクション4(1)(a)(vi)または(vii)で言及されている人の輸送、水、燃料、食品、基本商品、COVID-19 やその他の病気のための医薬品、警察、国防軍の職員およびその他の執行役員の輸送。

(3) (1) 項に違反して空港または飛行場を運営する者、または(2) 項に違反する者は、違反の罪を犯し、レベル12を超えない罰金又は1年を超えない期間の懲役又はその両方が科せられる。

(4) 国境を越えたすべての航空輸送サービスは、目的地の当局によって規定された健康診断プロトコルに従う必要があります。

〈国境の閉鎖〉

5.

- (1) 国境は以下の場合を除き通行できません。
 - (A) 国民若しくは住民
 - (B) 外交官及びその家族並びにその国民が避難する場合
 - (C) 食糧品等の運搬貨物
- (2) 渡航先国のルールに従う必要があります。

〈国境閉鎖の執行〉

6.

(1) 通関における全ての警察官、税関吏、または出入国管理官は、現行法の規定にかかわらず、閉鎖命令が確実に効力を発するようにしなければならない。ただし、人道上の理由により、特定の商品または個人の出入りを許可する場合がある。

(2) 大臣が閉鎖命令を出した場合、ジンバブエ民間航空局は、大臣の権限なしにジンバブエと外国間のフライト運航を許可しないものとする。

〈閉鎖命令の開始および通知〉

7.

- (1) 閉鎖命令はその成立と同時に有効となる。
- (2) 閉鎖命令が発出された時、大臣は、その命令の効力について、必要のある全ての人に対してなるべく早く通知しなければならない。
- (3) 大臣の認定を受けた閉鎖命令の写しは、その作成と内容の証明として受け入れられるものと

する。

〈違反と罰則〉

8. 国境閉鎖命令の執行において、警察官、税関吏、出入国管理官を妨害する者や、これらの要請・命令に正当な理由なく従わない者は、有罪となり、罰金または1年以下の懲役、もしくはその両方が科せられる。

一般的事項

〈COVID-19 対策に必要な医療品等の不当貯蔵の禁止とその他の規律違反〉

9.

- (1) COVID-19 対策に必要な医療資材を不当貯蔵してはならない。
- (2) 国家封鎖中に必要以上の食料を貯蔵してはならない。
- (2) 疑いがあれば、令状のもと、捜査、押収が行われる。
- (3) 違反したものは、罰金もしくは禁固刑もしくはその両者に処される
- (4) 国家封鎖により暴利を得るものは罰則を受ける

〈地方自治体による検疫等〉

10. 国家封鎖中、地方自治体は COVID-19 の感染確定例もしくは疑い例 50 人以上を検疫・隔離できる土地もしくは施設を用意しなければならない。

〈虚偽の報告〉

11. 国家封鎖中に国に不利益をもたらす虚偽の報告をしたものは、罰金もしくは禁固刑もしくはその両者に処される。